

令和7年度地域公共交通計画  
(フィーダー系統)認定申請

提出予定資料

【提出予定資料一覧】

- ・様式1-1 ..... P1
- ・要綱第17条第1項に規定する事項の記載箇所(頁)について ..... P2
- ・地域公共交通計画別紙 ..... P3~P6
- ・表1及び添付資料 ..... P7~P12
- ・表5及び添付資料 ..... P13~P14

号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 四日市市地域公共交通活性化協議会  
住 所 四日市市諏訪町 1 番 5 号  
代表者氏名 会長 伊藤 勝美

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定め  
たので、関係書類を添えて申請します。

## 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第1項に規定する事項の記載箇所（頁） について（四日市市）

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
  - ・位置付け：地域内交通
  - ・役割：市街地内の交通空白地域、市街化区域縁辺部の住宅団地、郊外部において、主に移動制約者が身近な生活に必要な外出を支える役割  
(75 ページに記載)
  
2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
  - ・市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）により運行を確保・維持する必要がある、同事業を活用し、需要に応じた運行水準を確保する。  
(75 ページに記載)
  
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
  - ・事業：運行形態 路線定期  
起終点 県立総合医療センター～イオンタウン四日市泊経由～小山田病院
  - ・実施主体：三重交通・四日市市  
(76 ページに記載)
  
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
  - ・利用者数：本市の令和2年度の公共交通利用者は1日当たり70,981人であり、新型コロナウイルス感染症の影響により前年より2割程度減少している。(36 ページに記載)
  - ・収支：自主運行バスの収支率は、減少または横ばい傾向にあり、令和3年度は神前高角線で29.8%、磯津高花平線で17.5%、山城富洲原線で14.4%である。  
生活バスよっかいちの収支率は近年横ばい傾向にあったが、令和3年度は企業などの協賛金が減少した影響により低下し、37.0%となっている。(48 ページに記載)
  - ・費用に係る国又は地方公共団体の支出の額：本市は、自主運行バスおよびNPO法人生活バスよっかいちの維持のために税金を投入しており、令和3年度の総額は約4,500万円となっている。(47 ページに記載)
  - ・定量的な目標・効果：目標①公共交通利用の促進、目標②中心市街地への公共交通での来訪促進、目標③市内の公共交通ネットワークの確保、目標④運輸部門の低炭素化の推進、目標⑤地域公共交通に対する市民満足度の向上  
(70 ページに記載)
  - ・評価手法：PDCAサイクル (85 ページに記載)

四日市市地域公共交通計画

URL：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1680081919258/simple/koutsuukeikaku.pdf>

(名称) 四日市市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

四日市市においては、近鉄四日市駅を中心に放射線状に鉄道やバス路線の公共交通網が形成されている。

人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は、一部路線を除いて減少を続けており、運行に様々な問題が発生している。

平成30年3月末をもって、四日市市から鈴鹿市を跨って運行する四日市鈴鹿線が廃線となり、鈴鹿市へ運行するバスは四日市平田線と長沢線の2路線のみとなり、その重要性が高まった。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、利用者の減少が続いたため、長沢線は令和2年9月末をもって廃止となった。

そこで、三重交通と市で協力して長沢線の運行経路を見直し、四日市平田線（幹線）に接続する支線として令和2年10月から運行を開始した。この路線を、市民に親しみを持ってもらえるよう、市の公式マスコットキャラクターの名前を用いて「こにゅうどうくんライナー」と名付けた。

こにゅうどうくんライナーは、本市の南部エリアを運行する数少ない路線であり、特に小山田地区及び内部地区の一部において、唯一の公共交通手段となっており、生活に必要不可欠で非常に重要な路線である。

したがって、地域公共交通確保維持事業により、四日市平田線及びこにゅうどうくんライナーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが重要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和7年度

こにゅうどうくんライナーの1日あたり利用者数を24.5人以上とする。

こにゅうどうくんライナーの収支率を7%以上とする。

令和8年度

こにゅうどうくんライナーの1日あたり利用者数を25人以上とする。

こにゅうどうくんライナーの収支率を7.5%以上とする。

令和9年度

こにゅうどうくんライナーの1日あたり利用者数を25.5人以上とする。

こにゅうどうくんライナーの収支率を8%以上とする。

(2) 事業の効果

こにゅうどうくんライナーを維持することにより、小山田地区及び内部地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対して沿線の商業施設（イオンタウン四日市泊）で使用できる買い物割引券を配布するなど買い物での利用を促すような取り組みを検討し、関係者と協議のうえ実施に向けて取り組む。 （実施主体：四日市市、三重交通、企業）</li> <li>・高齢者だけではなく幅広い世代に向けて、公共交通の利用を促すPRイベントを企画・実施する。 （実施主体：四日市市、三重交通、企業）</li> <li>・乗り継ぎ拠点（イオンタウン四日市泊）や沿線の地区市民センター等で利用啓発活動を行う。 （実施主体：四日市市、三重交通）</li> <li>・必要に応じてダイヤの見直しを検討する。 （実施主体：四日市市、三重交通）</li> <li>・乗降者に対するアンケート調査の実施。 （実施主体：四日市市）</li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>四日市市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の2分の1を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価手法：利用実績（利用者数）による定量評価</li> <li>・測定方法：運行事業者が日単位で利用実績（利用者数）を計測</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

### 【こにゅうどうくんライナーの運行に関する協議会】

- ・ 令和2年7月29日 地域公共交通会議（事業内容及び生活交通確保維持改善計画について承認）
- ・ 令和3年6月11日 地域公共交通会議（生活交通確保維持改善計画について承認）
- ・ 令和4年1月13日 地域公共交通会議（生活交通確保維持改善計画の事業評価について承認）
- ・ 令和4年5月27日 地域公共交通会議（生活交通確保維持改善計画について承認）
- ・ 令和4年12月2日 地域公共交通会議（運賃見直しについて承認）
- ・ 令和5年1月17日 地域公共交通会議（生活交通確保維持改善計画の事業評価について承認）
- ・ 令和5年6月29日 地域公共交通活性化協議会（地域公共交通計画別紙について承認）
- ・ 令和6年1月19日 地域公共交通活性化協議会（生活交通確保維持改善計画の事業評価について承認）
- ・ 令和6年6月25日 地域公共交通活性化協議会（地域公共交通計画別紙について承認）

## 19. 利用者等の意見の反映状況

運行経路の検討にあたり、小山田地区の自治会長会議において、小山田温泉記念病院への接続など、病院への移動手段の確保を求める声が特に強かったため、そちらに重点を置いた経路とした。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所）四日市市諏訪町1番5号

（所属）都市計画課 公共交通推進室

（氏名）南川 玲葉

（電話）059-354-8095

（e-mail）[koutsuu@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:koutsuu@city.yokkaichi.mie.jp)

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
四日市市	三重交通(株)	(1) こにゅうどうくんライナー	医療セ ンター	イオンタウン四日市 泊、采女が丘、笹川テ ニス場、和無田改善セ ンター	小山 田病 院	往 20.6km 復 20.6km	240日	960回		路線定期運 行	①	「イオンタウン四日 市泊」停留所で四 日市平田線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

# (1) 運行時刻表

※土日祝・年末年始(12月30日～1月4日)・お盆(8月13日～8月15日)は運休

停留所	往路			
	①	②	③	④
小山田病院	6:30	10:10	13:40	16:10
和無田東	6:34	10:14	13:44	16:14
和無田	6:35	10:15	13:45	16:15
和無田改善センター	6:36	10:16	13:46	16:16
和無田	6:37	10:17	13:47	16:17
和無田東	6:38	10:18	13:48	16:18
鹿間宮前	6:39	10:19	13:49	16:19
六名口	6:39	10:19	13:49	16:19
鹿間	6:40	10:20	13:50	16:20
久間田西	6:41	10:21	13:51	16:21
久間田	6:42	10:22	13:52	16:22
下大久保西	6:42	10:22	13:52	16:22
下大久保	6:43	10:23	13:53	16:23
小松	6:45	10:25	13:55	16:25
北小松	6:46	10:26	13:56	16:26
四日市南部医療モール	6:50	10:30	14:00	16:30
笹川テニスコート	6:52	10:32	14:02	16:32
四日市南部医療モール	6:54	10:34	14:04	16:34
貝家	6:57	10:37	14:07	16:37
古市場	6:58	10:38	14:08	16:38
内部小学校前	6:58	10:38	14:08	16:38
内部農協前	6:59	10:39	14:09	16:39
内部橋	7:00	10:40	14:10	16:40
采女が丘一丁目	7:02	10:42	14:12	16:42
采女が丘わんぱく公園	7:06	10:43	14:13	16:43
采女が丘四丁目	7:07	10:44	14:14	16:44
采女が丘三丁目	7:08	10:45	14:15	16:45
采女が丘一丁目	7:08	10:45	14:15	16:45
内部駅前	7:11	10:48	14:18	16:48
小古曽六丁目	7:12	10:49	14:19	16:49
森ヶ山	7:13	10:50	14:20	16:50
小古曽	7:14	10:51	14:21	16:51
追分駅前	7:15	10:52	14:22	16:52
泊町	7:17	10:54	14:24	16:54
イオンタウン四日市泊	7:22	10:59	14:29	16:59
泊町	7:24	11:01	14:31	17:01
追分駅前	7:26	11:03	14:33	17:03
泊ヶ丘住宅前	7:31	11:08	14:38	17:08
泊山	7:32	11:09	14:39	17:09
泊山小学校前	7:33	11:10	14:40	17:10
医療センター	7:36	11:13	14:43	17:13
所要時間	1:06	1:03	1:03	1:03

停留所	復路			
	①	②	③	④
医療センター	8:25	11:45	15:00	18:00
泊山小学校前	8:26	11:46	15:01	18:01
泊山	8:27	11:47	15:02	18:02
泊ヶ丘住宅前	8:27	11:47	15:02	18:02
追分駅前	//	//	//	//
泊町	8:34	11:54	15:09	18:09
イオンタウン四日市泊	8:39	11:59	15:14	18:14
泊町	8:41	12:01	15:16	18:16
追分駅前	8:43	12:03	15:18	18:18
小古曽	8:43	12:03	15:18	18:18
森ヶ山	8:44	12:04	15:19	18:19
小古曽六丁目	8:45	12:05	15:20	18:20
内部駅前	8:46	12:06	15:21	18:22
采女が丘一丁目	8:49	12:09	15:24	18:25
采女が丘わんぱく公園	8:50	12:10	15:25	18:26
采女が丘四丁目	8:51	12:11	15:26	18:27
采女が丘三丁目	8:52	12:12	15:27	18:28
采女が丘一丁目	8:52	12:12	15:27	18:28
内部橋	8:54	12:14	15:29	18:30
内部農協前	8:55	12:15	15:30	18:31
内部小学校前	8:56	12:16	15:31	18:32
古市場	8:56	12:16	15:31	18:32
貝家	8:57	12:17	15:32	18:33
四日市南部医療モール	9:00	12:20	15:35	18:36
笹川テニスコート	9:02	12:22	15:37	18:38
四日市南部医療モール	9:04	12:24	15:39	18:40
北小松	9:08	12:28	15:43	18:44
小松	9:09	12:29	15:44	18:45
下大久保	9:11	12:31	15:46	18:47
下大久保西	9:11	12:31	15:46	18:47
久間田	9:12	12:32	15:47	18:48
久間田西	9:13	12:33	15:48	18:49
鹿間	9:14	12:34	15:49	18:50
六名口	9:14	12:34	15:49	18:50
鹿間宮前	9:15	12:35	15:50	18:51
和無田東	9:16	12:36	15:51	18:52
和無田	9:17	12:37	15:52	18:53
和無田改善センター	9:18	12:38	15:53	18:54
和無田	9:19	12:39	15:54	18:55
和無田東	9:20	12:40	15:55	18:56
小山田病院	9:24	12:44	15:59	19:00
所要時間	0:59	0:59	0:59	1:00



# (1) 幹線とフィーダーの接続





# 運行回数算出資料

令和 7 年度(令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月)運行回数

$240 \text{ 回} \times 8 \text{ 便} \times 0.5 = \underline{960 \text{ 回}}$

10 October 22日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

11 November 20日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12 December 20日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

1 January 19日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

2 February 18日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	1

3 March 20日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
23	24	25	26	27	28	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

4 April 21日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

5 May 20日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6 June 21日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

7 July 22日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

8 August 17日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

9 September 20日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	四日市市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	99,476
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
四日市市地域公共交通計画	令和5年2月28日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

